

市会議案第 4 号

吹田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

吹田市議会議員	馬場慶次郎
---------	-------

同	橋本 潤
---	------

同	井口 直美
---	-------

同	高村 将敏
---	-------

吹田市条例第 号

吹田市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会議員定数条例（昭和42年吹田市条例第10号）の一部を次のように改正する。
本則中「36人」を「29人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

地方自治体において歳出削減は喫緊の課題であり、議員定数を削減することにより、議会としてもそれに寄与することができる。議員定数の削減により、市民意見を聞く機会が減ることを懸念する声もあるが、SNSなどにより今まで以上に広範な声を聞くことは可能であり、また一人一人の活動量の増加、活動の質の向上が期待され、効果的、効率的な議会運営も可能となる。

よって、吹田市議会の議員定数を削減するため条例改正案を提案するものです。

吹田市議会議員定数条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
吹田市議会議員の定数を <u>3 6 人</u> とする。	吹田市議会議員の定数を <u>2 9 人</u> とする。